夜間・休日等に地震が発生した際の対応マニュアル（朝霞第八小学校）

地震発生	校　長 教　頭 主幹教諭等	教職員	児童 地域 住民
	◆朝霞市で震度５弱以上の地震を観測した場合は勤務校へ参集し、学校災害対策本部設置を行う。		
学校へ参集	◆第一次連絡調整者 ・いち早く学校へ到着した者、学校にいた者 ◆連絡調整 ・地域対応班（朝霞市）、自主防災組織（町内会長等）と学校で、避難所開設にあたり協議を行う。（体育館を避難所として開放する等）		◆自主防災組織（町内会長等）が参集してくる。 ◆防災倉庫の解錠を行う。
学校災害対策本部の開設	◆校長・教頭・教務主任参集 ◆現状の把握、指示	◆到着後、それぞれの役割分担へ配置 ◆校内安全確認 ◆施設の被害状況確認 ◆危険箇所及び職員室等（教室棟）の避難者立入禁止措置 ◆避難所（体育館）の確認	地域住民
被害状況の確認	◆可能ならば、避難所運営への協力		避難
児童生徒教職員の安否確認	◆教育委員会、関係機関等へ連絡 ◆外部との対応 ◆休業等の措置決定	◆通学地域の被害状況の確認 ◆児童生徒の安否確認 ◆教職員の安否確認 ◆休業等の措置連絡	
被害状況の報告	◆避難所支援を終了し、地域対応班（朝霞市）・自主防災組織（町内会長）へ引き継ぐ。		